

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」、改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」及び改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」	会計基準等

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	現在の国際会計基準の取扱い（IAS第34号：期中財務報告）では、四半期財務諸表注記と中間財務諸表注記とで内容に差を設けていない。一方で、日本の財務報告制度においては、四半期と中間期を分けており、四半期対比で中間期の負担が大きくなっている。また、中間監査制度が国際的に見て稀であり、海外投資家は、中間監査をレビューと捉え、中間報告制度を四半期報告制度と同水準のものと考えているように思われる。従って、国際的な整合性を重視する流れを踏まえ、今回の時価開示を皮切りに段階的に中間期の開示を四半期開示並みとするようにご対応をお願いしたい。	貴重な御意見として承ります。 なお、中間財務諸表の性格・役割等に鑑みて、本改正においては、中間財務諸表が提供する情報の内容は年度の財務諸表に準ずるものとしております。
2	財務諸表等規則第54条の4第2項及び第3項について、収益認識に関する会計基準を早期適用するまでの間は、引き続き残るのではないかと（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 平成30年6月8日 内閣府令第29号 附則第2条）と思われるため、財務諸表等規則第54条の4第2項及び第3項についても「たな卸資産」を「棚卸資産」に改正する規定を設けられた方がよいと考える。	左記の内閣府令の施行に伴い、財務諸表等規則第54条の4第2項及び第3項は削除されております。
3	改正案の連結財務諸表規則第15条の5の2第3号二（3）及び財務諸表等規則第8条の6の2第3号二（3）の文中「評価の過程」は、金融商品の時価等の開示に関する適用指針5の2（4）では「評価プロセス」となっております。	貴重な御意見として承ります。 なお、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則における「評価の過程」は、会計基準等における「評価プロセス」と同一の意味で用いております。

	同一の意味であれば表現を合わせられた方が分かりやすいと思われます。	
4	改正案の財務諸表等規則第8条の6の2第3号の金融商品に関する注記について、レベル1～3の分割は賛成である。なお、各区分相互の異動があった場合の金額の注記も、全6パターン全て注記を義務付けるべきである。	本改正は、会計基準等において、注記事項が新たに追加されたことを踏まえ、同様の規定を追加したものです。